官告発号

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第二十九号の規定に基づき、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第九十二号を次のように改める。

九十二　株式会社ＮＴＴドコモ

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第三条第十九号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件（平成二十五年四月十二日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第八十一号を次のように改める。

八十一　株式会社ＮＴＴドコモ

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成８年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成25年10月１日

人事院総裁　原　　恒雄

１　第２項第１号中㈮を㈯とし、㈤から㈭までを㈥から㈮までとし、㈣の次に次のように加える。

㈤　別表第４の２第８号の規定に基づき、人事院が定めることとされている場所について定めること。

２　この決定による改正は、平成25年10月１日から効力を発生する。

国家試験

第28回管理栄養士国家試験の施行

栄養士法（昭和22年法律第245号）第５条の２の規定に基づき、第28回管理栄養士国家試験を次のとおり施行する。

平成25年10月１日

厚生労働大臣　田村　憲久

１　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県及び沖縄県

２　試験期日　平成26年３月23日（日曜日）

３　試験科目　管理栄養士国家試験の試験科目は、次のとおりである。

ア　社会・環境と健康
イ　人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
ウ　食べ物と健康
エ　基礎栄養学
オ　応用栄養学
カ　栄養教育論
キ　臨床栄養学
ク　公衆栄養学
ケ　給食経営管理論

４　受験資格

⑴　修業年限が２年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、次のアからオまでに掲げる施設において３年以上栄養の指導に従事した者（平成26年３月31日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）

ア　寄宿舎、学校、病院等の施設であって、特定多数人に対して継続的に食事を供給するもの
イ　食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業の施設
ウ　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校
エ　栄養に関する研究施設及び保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関
オ　アからエまでに掲げる施設のほか、栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われる施設

⑵　修業年限が３年である栄養士養成施設（⑸に該当する養成施設を除く。）を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において２年以上栄養の指導に従事した者（平成26年３月31日までに２年以上従事する見込みの者を含む。）

⑶　修業年限が４年である栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後、⑴のアからオまでに掲げる施設において１年以上栄養の指導に従事した者（平成26年３月31日までに１年以上従事する見込みの者を含む。）

⑷　修業年限が４年である管理栄養士養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた者（平成26年３月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

⑸　修業年限が３年である栄養士養成施設であって、厚生労働大臣が栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和60年法律第73号）による改正前の栄養士法第５条の４第３号の規定に基づき指定したものを卒業して栄養士の免許を受けた者

５　受験の手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第２号）第７号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

㋑　コンピューター入力カード

㋒　写真（縦６センチメートル、横４センチメートルとし、出願前６月以内に脱帽正面で撮影した上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。）

イ　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　免許等照合書及び実務証明書又は実務終了見込証明書

この場合、実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成26年３月31日（月曜日）までに規定の実務を終え、平成26年４月１日（火曜日）から同年４月７日（月曜日）までに規定の実務を終えた証明書を提出すること。

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類　免許等照合書又は卒業・履修見込証明書

この場合、卒業・履修見込証明書を提出した者にあっては、平成26年４月７日（月曜日）までに卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書を提出すること。

エ　４の受験資格の⑸に該当する者が提出する書類　免許等照合書

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出先等

ア　受験に関する書類は、平成26年１月10日（金曜日）から１月17日（金曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、管理栄養士国家試験臨時事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　パソナ・札幌　国家試験担当
宮城県　パソナ・仙台　国家試験担当
東京都　パソナ　国家試験担当
愛知県　パソナ・名古屋　国家試験担当
大阪府　パソナ・大阪　国家試験担当
岡山県　パソナ・広島　国家試験担当
福岡県　パソナ・福岡　国家試験担当
沖縄県　人材派遣センターオキナワ　国家試験担当

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、⑵アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成26年１月17日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。

キ　受験に関する書類を受理した後は、受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

ア　４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者で実務終了見込証明書を提出した者にあっては、平成26年３月31日（月曜日）までに規定の実務を終えた証明書が、平成26年４月７日（月曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

イ　４の受験資格の⑷に該当する者で卒業・履修見込証明書を提出したものにあっては、卒業・履修証明書及び栄養士免許取得見込証明書が、平成26年４月７日（月曜日）までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

ウ　上記ア、イの書類を郵送する場合は、管理栄養士国家試験臨時事務所に書留郵便をもって送付することとし、平成26年４月７日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。